

# さんしん ニュース

2012  
10 & 11  
月号  
通巻 243号

- 新展望インタビュー ●がん検診普及啓発及び受診率向上に関する協定
- TKC経営改善計画策定支援サービスに関する覚書 ●しずおか農商工連携基金事業 募集のご案内
- 「食&農」ビジネスマッチングのご案内 ●無料相談室のご案内

## 新展望インタビュー

### 中小企業金融円滑化法の 期限を見据えて

## 「静岡県信用保証協会」

### 「静岡県信用保証協会」

所在地

■本店 〒420-8710  
静岡市葵区追手町5番4号  
アーバンネット静岡追手町ビル5階・6階

■沼津支店 〒410-8691  
沼津市北高島町21番38号

■浜松支店 〒430-8666  
浜松市中区田町330番地の5 遠鉄田町ビル6

U R L <http://www.cgc-shizuoka.or.jp>

中小企業支援を行う公的機関である静岡県信用保証協会の川口正俊会長から、信用保証制度の仕組みについて、平成25年3月に期限到来となる中小企業金融円滑化法の中小企業に与える影響とそれを踏まえた上で県東部の中小企業に必要なものとはなにか、お話を伺いました。

中小企業の資金調達において、信用保証制度はなくてはならない制度であると金融機関は認識しております。しかし、中小企業者の中には、同制度の仕組みを十分に理解できていない方もいらっしゃるかと推察されます。このような方々に対して保証協会に対する理解を深めていただく為に、信用保証制度の仕組みについて教えてください。



会長 川口 正俊 氏

信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づき、中小企業者の金融円滑化を目的として設立された公的機関です。

## 中小企業金融円滑化法の期限を見据えて

「静岡県信用保証協会」

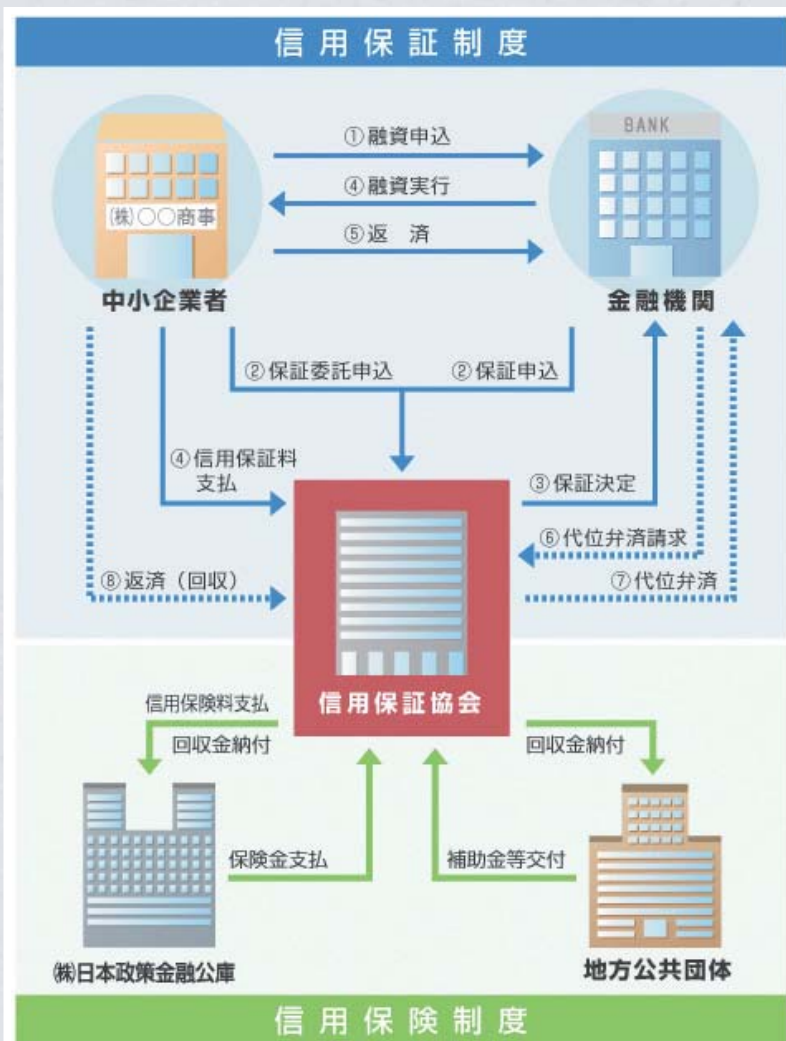
会長 川口 正俊 氏に聞く

具体的には、事業を営んでいる方が金融機関から事業に必要なお金を借りるとき、所定の信用保証料をご負担いただくことで事業者様の保証人となり、万一、何らかの事情でご返済が出来なくなった場合には、事業者様に代わり借入金を金融機関へ弁済する仕組みです。また、保証協会が弁済した際には、事業者様には保証協会へのご返済をお願いすることとなります。原則として企業の代表者を除いて連帯保証人を徴求することなくお申度いただくことが可能であり、企業の育成・事業継続の側面から支援しています。

ご利用いただける事業者様は、基本的に商工業を営むほとんどの中小企業者が対象となります。

静岡県においては、県内対象事業者様の約43%にあたる、約6万企業にご利用いただいております。平成24年9月末現在の保証債務残高は約1兆8,000億円であり、全国52協会中、第3位となっております。

保証制度メニューも創業から始まり、中小企業者の成長段階や経営状況、資金ニーズ等に応じた商品を多数取り揃えております。リーマンショック以降の景気低迷や東日本大震災の影響を受けた中小企業者を支援するセーフティネット保証や災害関連保証の他、最近では、環境・エネルギー・医療・介護・観光といった国が新成長産業と位置付ける分野に進出する中小企業者を支援する『新事業展開関連保証』、省エネルギーまたは電力危機対策に取り組む中小企業者を支援する『エネルギー需給安定対策保証制度』、大災害に備えて事業継続計画(BCP)を策定している中小企業者を対象とした災害発生時の資金調達を担保する『災害時発動型保証予約システム(BCP特別保証)』等、中小企業を取り巻く経営環境を鑑み、ニーズが高いと思われる商品をタイムリーに提供できるよう努めています。



信用保証制度の仕組み





## 新事業 展開関連 保証

新たな事業で成長したい  
企業を応援します。

環境、エネルギー、医療、介護、観光などの新事業を金融と経営の両方でサポートする  
新しい保証制度「新事業展開関連保証」がスタートしました。  
既存の事業に加え、新分野への参入によって企業を成長させたいと考えている  
中小企業の皆さま、是非ご活用ください。

あなたの事業を応援するパートナー  
**静岡県信用保証協会**  
<http://www.cgc-shizuoka.or.jp>

平成 21 年 12 月 4 日に中小企業金融円滑化法が施行され、現在延長中ですが、平成 25 年 3 月末で最終期限を迎えることになっております。同法終了に伴う県内中小企業や経済に与える影響について、また、同法終了を睨んでの中小企業に対する支援方針や支援姿勢についてお聞かせ下さい。

静岡県では、従来から地域金融機関である 4 地銀と 12 信金が地元しっかりと根付いており、中小企業に対する資金供給という面でも、中小企業金融円滑化法施行前から、返済条件の緩和も含めて中小企業の実情に配慮した、柔軟且つ親身な対応がなされてきました。したがって、来年 3 月末に同法が終了するからといって、中小企業に対する取引姿勢が極端に厳しくなるようなことはないものと考えていますが、一方では景気の先行きについて不確実な要素が多いことも事実ですので、必ずしも影響はゼロでないと思います。

当協会では中小企業金融円滑化法の終了を見据えて、金融機関のコンサルティング機能発揮をお願いすべく、今年度より返済条件緩和を実施した事業者様に対する経営改善計画の作成支援を取引金融機関に依頼しており、必要に応じて保証協会からもアドバイスさせていただくことで、実効性のある計画作りを推進しているところです。また、この 10 月には当協会が事務局となり、金融機関・経営支援機関・商工団体・国・県等をメンバーとする『しずおか中小企業支援ネットワーク』を立ち上げ、県内中小企業者に対する経営改善及び事業再生を促す環境も整備してまいります。これらにより、中小企業者と金融機関、そして保証協会が、国や県等の支援もいただきながら、より強固に連携し、中小企業者の経営力の強化に繋げてまいりますと考えています。いずれにせよ、当協会としては、中小企業金融円滑化法終了後においても、これまでと同様、中小企業者の資金調達にお



あなたの会社の取り組みが  
明日のチカラになる

省エネルギー、電力危機対策に取り組む中小企業を強力にバックアップします

## エネルギー需給安定対策保証

無担保特約

1億円まで

長期保証

期間 15年

あなたの事業を応援するパートナー  
**静岡県信用保証協会**

<http://www.cgc-shizuoka.or.jp>

想定外では  
片付けられません

平成24年4月  
改正  
リニューアル!

最大震度7

災害時発動型保証予約システム

(早期復旧のために) **BCP特別保証**

激甚災害被災下での事業継続や復興のための保証予約

事前保証予約期間 保証料無料	激甚災害発生時 無損保最大 8,000万円
-------------------	-----------------------------

あなたの事業を応援するパートナー  
静岡県信用保証協会

<http://www.cgc-shizuoka.or.jp>

ける最後の砦であるということを知覚し、中小企業者の信用力を補完する役割を果たすと共に、中小企業者の経営改善支援にも、これまで以上に取り組んでいきたいと考えています。

平成23年12月、県東部地域 12市町が『ふじのくに先端医療総合特区』に認定されました。医療分野で新しい産業創出が期待される一方で、伊豆の観光産業など旧来の産業は依然として低迷から脱却できない状況にあります。当地域の中小企業は今後どのような道を進めばよろしいのでしょうか。

私の出身が県東部であることから県東部・伊豆半島には強い思い入れがあります。富士山や伊豆半島といった全国でも有数の風光明媚な観光資源をはじめ、富士山の湧水や伏流水といった良質な水など、諸々の自然条件に恵まれています。また、首都圏からのアクセスも良好であるなど、他地域に比べて様々な点で優位であると思います。

しかしながら、人々の生活スタイルや余暇の過ごし方に対する嗜好・価値観の多様化や、海外を含めた地域間競争といった、急速な外部環境の変化が進む中、近年はその優位性が低下しており、新しい地域の魅力を創造していくことが必要な状況にあると思います。

今後、県東部地区の代表産業である商業・観光関連業者については、まず各々の個店が、より魅力を持った店になるための工夫を凝らすことが必要だと思います。また、それらの個店が纏まることで地域全体の魅力を高め、広く内外に発信していくことも大事ではないでしょうか。製造業をはじめとした、その他の産業についても、他社には真似できない技術・製品・コスト競争力といった、自社の強みを生かしていくことが大切だと思います。

県東部地域においては、医療・健康を中心とした新産業の集積を目指したファルマバレープロジェクトが展開されており、また、新東名の開通など交通基盤の整備も大きく進展しております。更に、伊豆半島がジオパークに認定され、富士山世界文化遺産指定への期待が高まっております。従来からの恵まれた条件に加え、こうした新しい社会インフラを活用することで、明日への発展へ向けて大きく前進することを期待申し上げます。



## 三島市と「がん検診普及啓発及び受診率向上に関する協定」を締結

三島市と当金庫は、9月初めに地域経済の発展と地域社会の活性化を目的に締結したパートナーシップ協定の一環として、9月24日、「がん検診普及啓発及び受診率向上に関する協定」を締結いたしました。

具体的には、①当金庫の三島市内営業店舗内にがん検診受診勧奨ポスターの掲示、②窓口や営業訪問先でのチラシ配布、③がん予防の普及啓発に関する講演会や展示会等の企画開催、④当金庫職員やその家族へのがん検診の推奨を行います。

当金庫はがん検診受診率50%に向け、地域の方々や取引先をはじめ、金庫職員とその家族にがん検診受診を積極的に行う活動に努めます。



## 「TKC 経営改善計画策定支援サービスに関する覚書」を締結

税理士や公認会計士で組織する TKC 静岡会と当金庫は、9月18日、「TKC 経営改善計画策定支援サービスに関する覚書」を締結いたしました。

当金庫は TKC 静岡会と連携し、合理的で実現性の高い経営改善計画策定のため、TKC が持つ経営改善計画策定に関するノウハウを基に、取引先に対する支援を強化していきます。

また、取引先を対象とした「経営改善計画策定セミナー」および「経営改善計画相談会」を共催する予定です。



# 平成25年度しずおか農商工連携基金事業 募集案内

【募集期間：平成24年10月1日(月)～12月3日(月)】

## 1. 目的

本事業は、静岡県・(独)中小企業基盤整備機構・(公財)静岡県産業振興財団が共同で総額10億円の「しずおか農商工連携基金」を造成し、中小企業者と農林漁業者が連携して行う、新商品の開発・販路開拓・省エネ等対策に係る研究開発への取組に対し、その事業実施に必要な経費の一部を助成することで、地域産業の活性化を図ることを目的としています。

## 2. 助成対象者

中小企業者と農林漁業者の連携体であって、連携体の代表者の主たる事務所、事業所又は住所が静岡県内に有する者。

## 3. 助成対象事業

中小企業者と農林漁業者のそれぞれが保有する経営資源（設備、技術、知識、技能等）を活用した次の事業とします。

事業名	内容
新商品・新サービス開発事業	中小企業者と農林漁業者が連携し、県内農林水産物等各種資源を活用した加工食品や観光商品などの新商品や新サービスの開発を行う事業 (*連携内容が、単なる原材料の授受や業務の受委託等とみなされる事業は対象となりません。)
販路開拓事業	中小企業者と農林漁業者が連携し、県内農林水産物等各種資源を活用した加工食品や観光商品などの商品やサービスの流通方法の開発、マーケティングや販売促進を行う事業 (*当該申請者の農商工連携による成果品を、それぞれが役割をもって販路開拓に取組む内容である必要があります。)
省エネルギー等対策事業	中小企業者と農林漁業者が連携し、農業用ハウスや暖房機、漁業用エンジンなどの農林漁業の生産施設・機材における省エネルギー対策や農林漁業の機械化、生産・養殖の効率化技術など省力生産対策の研究開発を行う事業 (*研究開発を目的とした事業である必要があり、単に省エネ設備等の導入するものは対象となりません。)

## 4. 助成期間・助成限度額・助成率

事業名	助成期間	助成率	助成限度額
新商品・新サービス開発事業	2年以内	助成対象経費の 2/3以内	1件あたり 200万円
販路開拓事業	1年以内		
省エネルギー等対策事業	2年以内		

(注) 2年の事業計画であっても、単年度の事業に対して交付決定を行うため、年度毎に申請し、審査を受ける必要があります。(初年度に交付決定されても、次年度の助成を保証するものではありません。)

## 5. 助成対象経費

当該事業に直接必要な最少経費であって、交付決定日（平成25年4月予定）から平成26年2月末日（手形の場合は決済完了）までに支出する下表の経費とします。ただし、消費税及び地方消費税、振込手数料は対象外です。

## (1)「新商品・新サービス開発事業」「省エネルギー等対策事業」

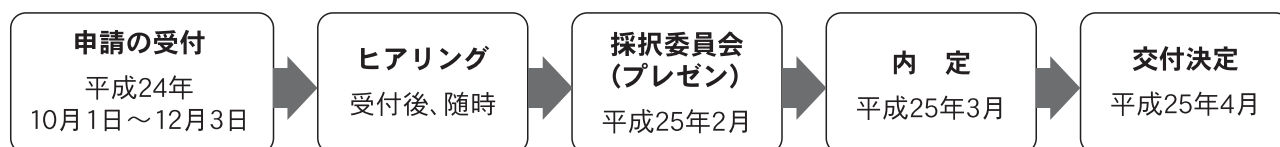
科 目	内 容
原材料費	試作品の開発や実験等を行うために必要な材料を購入するために支払われる経費（*連携外からの調達品に限ります。）
機械装置等購入経費	試作品の開発や実験等を行うために必要な機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付け、借用（レンタル・リース）、保守又は修繕に要する経費（*汎用性が高いと判断される機械等については、原則として借用に限ります。なお、本事業で開発した試作機等は、助成事業終了後、製造用に転用できません。）
外注加工費	試作品の開発や実験等を行うために必要な加工において、外注した際に支払われる経費
技術コンサルタント料	試作品や商品の改良を行うに当たり、コンサルタント会社等を活用する費用として支払われる経費
委託費	専門的知識を有する部分について、第3者に委託する際に支払われる経費（*総事業費の5割を超えないこと。）
その他	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費及び消耗品費などで対象事業への用途が特定できるものに限る。

## (2)「販路開拓事業」

科 目	内 容				
専門家謝金	専門的知識を有する者を専門家として依頼し、指導・助言等を受けた場合に謝礼として支払われる経費				
旅 費	<table border="0"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px;">専門家旅費</td> <td>技術指導等を受けた場合に、旅費として専門家に支払われる経費（*実費支給を原則とし、日当は対象外となります。）</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px;">職員旅費</td> <td>展示会出展、情報収集等を行うための旅費として、連携体の職員に支払われる経費（*実費支給を原則とし、日当は対象外となります。また、宿泊は展示会開始の前日から終了日までを限度とします。）</td> </tr> </table>	専門家旅費	技術指導等を受けた場合に、旅費として専門家に支払われる経費（*実費支給を原則とし、日当は対象外となります。）	職員旅費	展示会出展、情報収集等を行うための旅費として、連携体の職員に支払われる経費（*実費支給を原則とし、日当は対象外となります。また、宿泊は展示会開始の前日から終了日までを限度とします。）
専門家旅費	技術指導等を受けた場合に、旅費として専門家に支払われる経費（*実費支給を原則とし、日当は対象外となります。）				
職員旅費	展示会出展、情報収集等を行うための旅費として、連携体の職員に支払われる経費（*実費支給を原則とし、日当は対象外となります。また、宿泊は展示会開始の前日から終了日までを限度とします。）				
委託費	専門的知識を有する部分について、第3者に委託する際に支払われる経費（*総事業費の5割を超えないこと。）				
その他	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、通訳料、翻訳料、消耗品費、会場整備費、保険料、研修・講習会費、展示会出展料、サンプル品作成料などで対象事業への用途が特定できるものに限る。				

(注)上記(1)(2)記載の経費に該当するものでも、審査により対象外となることがあります。

## 6.交付決定までのスケジュール(予定)



## 7.応募方法等

### ■ 応募及びお問合せ先

(公財)静岡県産業振興財団 産業創出支援グループ 研究開発支援チーム

〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館 4階

〔電話〕054-254-4512 〔F A X〕054-251-3024

〔E-mail〕sangyou@ric-shizuoka.or.jp 〔U R L〕http://www.ric-shizuoka.or.jp

さんしん 食&農 展示会

つながる、ちから。

新ビジネスへの期待膨らむ

出展者数  
約70

昨年開催の  
ビジネスマッチングでは、  
バイヤーさまや出展者さま等  
から多くの反響があり、  
新たなビジネスチャンスが  
生まれました。

静岡県東部・十勝帯広ビジネスマッチング  
「食&農」こだわりの逸品展示会 2012

日 時 平成24年 11月21日(水) 10:00-17:00  
会 場 沼津卸商社センター展示場(清水町卸団地) 静岡県東部清水町卸団地203 TEL.055-971-6500

無料相談室のご案内(予約制)



相談内容	相談担当	開催日
法律相談	弁護士 白井 正人	11/ 7(水) 12/ 6(木)
	弁護士 鈴木 弘之	11/22(木) 12/19(水)
税務相談	税理士 稲木 欣吾	11/ 6(火) 11/13(火) 11/26(月) 11/28(水)
経営相談	法人サポート課職員	月曜日～土曜日(9:00～17:00)
住宅ローン相談	ローンセンター職員	
年金相談	個人サポート課職員	

どうぞ、お気軽にお取引の三島信用金庫本・支店までご予約下さい。  
尚、相談日は受付順にて承っております。ご希望に添えない場合もございます。あしからず、ご了承ください。

※経営相談・ローン相談・  
年金相談窓口は、当金庫

サポートセンター



三島市新谷155-1  
(三島南支店2F)

にて、開設して  
おります。